

## 近畿薬剤師国民健康保険組合育児休業等応援金支給要綱

制定 令和7年12月8日

### 1 目的

組合員の世帯に出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合において、組合員の育児に要する経済的負担の軽減を図るため、育児休業等に対する応援金（以下「応援金」という。）の支給を行うことを目的とする。

### 2 適用日

令和7年4月1日（出産分）から適用する。

### 3 出産被保険者（支給対象者）

- (1) 組合員及び組合員の世帯に属する家族（被保険者）とする。
- (2) 出産日から6か月経過日まで継続して当組合に在籍かつ、当組合において国民健康保険出産育児一時金を支給した者とする。
- (3) 死産、流産の場合は対象外とする。
- (4) 育児休業の取得の有無は問わないものとする。

### 4 支給額

- (1) 組合員本人が出産した場合 100,000円（一児につき）
- (2) 組合員の世帯に属する家族（被保険者）が出産した場合 40,000円（一児につき）

対象者 (出産被保険者)	支給額 (一児につき)	備考
組合員 (1種・2種・3種)	100,000円	出産した者が対象のため、 10万円と4万円の重複支給 はない。
組合員の世帯に 属する家族	40,000円	

### 5 支給額の決定

「3 出産被保険者（支給対象者）」の確認ができたときは、速やかに応援金を決定し、組合員及び事業主に通知する。

### 6 支給方法

組合員の指定する口座に振り込むこととする。

### 7 支給申請書

別添「育児休業等応援金支給申請書」による。

### 8 支給決定の取消し・返還

応援金の支給決定を受けた者が偽りその他の不正な手段により支給を受けたときは、当該決定を取り消し、支給した全額を返還させる。